

令和 7 年度 償却資産申告書記載要領

名取市

固定資産税は、土地や家屋以外の事業用資産（償却資産）も課税の対象となります。

償却資産を申告するにあたり、本記載要領をご覧ください、同封の申告書を作成し提出期限までに税務課固定資産税係までご提出ください。

令和 7 年度の提出期限は、令和 7 年 1 月 31 日（金）です。

申告していただく方

名取市内で工場や商店などの事業を行っている会社や個人の方は、毎年 1 月 1 日現在で所有している償却資産に関する所定の事項を申告していただく必要があります。償却資産を他の人に賃貸している方も含まれます。

●令和 6 年度償却資産申告書を提出された方

前年から資産の増減がない場合でも、必ず申告書を提出してください。

令和 6 年 1 月 2 日から令和 7 年 1 月 1 日までの間に資産の増減がある場合は、増加資産及び減少資産についての明細書のみ添付の上ご申告ください。

●新たに償却資産申告書を提出される方

令和 7 年 1 月 1 日現在に所有している資産すべてについて申告してください。

- 新たに事業を開始された方
- 前年度に申告されなかった方
- すでに申告されている方で、申告書の訂正を要する方

●休業又は廃業された方及び償却資産を所有していない方

令和 6 年 1 月 2 日から令和 7 年 1 月 1 日までの間に休業又は廃業された方や、令和 7 年 1 月 1 日現在で償却資産を所有していない方は、申告書の備考欄にその旨を記入して提出してください。

※廃業された方は、減少資産として申告してください。

マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

平成 28 年度の申告から「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する番号を記載していただくことになります。個人の場合は 12 桁の番号、法人の場合は 13 桁の番号を、申告書の所定の欄に記載してください。

なお、上記法律に定める本人確認（番号確認及び身元確認）を実施いたします。本人確認資料として個人番号カード（裏面）、又は通知カードの写しと顔写真付の身元確認資料の写しを添付してください。

法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認書類の添付は不要です。

提出書類	
提出書類	備考
償却資産申告書	・前年から資産の増減がない場合でも、必ず提出してください。 ・前年中に休業又は廃業された方及び償却資産を所有していない方は、備考欄にその旨を記入して提出してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	・3枚複写ですので、ボールペンで強めに記載してください。 ・3枚目は本人控えです。 <u>上から2枚目までを提出</u> してください。 ・前年から資産の増減がない場合、提出の必要はありません。
種類別明細書 (減少資産用)	

※各記載例は、4～7 ページに掲載しています。

※被災代替償却資産に係る特例措置の申告には、上記以外にも提出いただく書類等があります。詳しくは11ページをご覧ください。

※申告に際して、自社電算機の使用を認めています。コンピューター等により申告される場合は市から送付された申告書を自社電算機に添付して提出してください。

※郵送による申告で控え用に収受印が必要な方は、申告書のコピーと切手を貼った返信用封筒を同封してください。

実地調査のお願い

申告書を受理した後、その内容が適正であることを確認するため、地方税法第 353 条及び同法第 408 条の規定に基づき実地調査を行う場合があります。その際は、ご協力をお願いします。

不申告または虚偽の申告をされた場合

前記の実地調査により、申告をしなかったり、申告の内容が虚偽であるような場合には、不足税額が追徴されます。

なお、正当な理由がなく申告されない場合や虚偽の申告をされた場合は、地方税法第 385 条及び第 386 条の規定により過料または罰金等が科されることがあります。

提出期限・提出先

●提出期限 令和 7 年 1 月 31 日（金）

●提出先・問い合わせ

〒981－1292 宮城県名取市増田字柳田 80 番地

名取市役所総務部税務課固定資産税係

電話 022－724－7112（直通）

固定資産税の課税客体となる償却資産

- 毎年 1 月 1 日（以下「賦課期日」）現在において、事業の用に供する資産として、税務会計（法人税法又は所得税法の規定による所得の計算）上、減価償却の対象としている資産（下記「申告の対象にならないもの」を除く）
- 法人税又は所得税を課されない法人や個人が所有する資産のうち、法人税法又は所得税法の規定により、減価償却が認められる資産（地方税法第 348 条の規定により非課税とされるものを除く）
- 現在稼働していない資産（遊休資産、未稼働資産）のうち、有形固定資産として本来の機能を喪失していないもので、いつでも事業の用に供しうる状態にある資産
- 帳簿に記載されていない資産（簿外資産）や、すでに減価償却が終わり残存価額のみが計上されている資産で、事業の用に供している資産
- 建設仮勘定で経理されているもののうち、賦課期日現在に事業の用に供している資産
- テナントが行った内装工事（9 ページ「家屋と償却資産の区分」参照）
- 償却資産の修理、改良のために支出した費用のうち、「資本的支出」に該当する費用
 - ※この場合、償却資産本体とは別に支出した費用として申告する必要があります。
- リース資産はその契約内容により、資産を貸している会社や個人に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している会社や個人に申告していただく場合とがあります。

・通常の賃貸借契約によるリース資産は、資産を貸している会社や個人が、資産の所在する市町村へ申告してください。

・実際の売買にあたるようなリース資産（リース後に資産が使用者の所有物となるような場合）は、資産を借りている会社や個人が自己の資産として申告してください。

※所有権移転外ファイナンス・リース取引によるものについては、原則として所有者であるリース会社が申告してください。また所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース会社が該当資産を取得した際における取得価額が 20 万円未満である場合は、申告対象外です（平成 20 年 4 月 1 日以降の契約分から適用）。

申告の対象にならないもの

- 土地や家屋として固定資産税が課されるもの
- 自動車税や軽自動車税の課税対象となるべきもの（小型フォークリフト等）
- 無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権等）
- 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- 非減価償却資産（美術品、書画、骨董等で希少価値があり、代替性がないもの）
- 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- 少額資産のうち、申告が不要なもの（8 ページ「少額資産の取り扱い」参照）
- 用途廃止資産（償却資産として使用されてきたものが、生産方式の変更や機能の劣化、旧式化等の事由によって使用されなくなり、また将来他に転用の見込みもなく、解体又は撤去もされず原型をとどめている状態にある資産）

償却資産申告書の記載例

①住所 住所が印字されている場合で、内容が異なっている場合は記載してください。電話番号は必ず記載してください。

②氏名 氏名が印字されている場合で、内容が異なっている場合は記載してください。

⑭前年前に取得した資産の取得価額の合計額、⑮前年中に減少した資産の取得価額の合計額、⑯前年中に取得した資産の取得価額の合計額
それぞれの内容について、資産の種類別に記載してください。
なお⑮は種類別明細書（減少資産用）の取得価額と同じ額となり、⑯は種類別明細書（増加資産・全資産用）の取得価額と同じ額となります。

⑰計 ⑭から⑯までの計
※令和 6 年 1 月 1 日以前に取得した資産で、今年度初めて申告する資産がある場合は、「⑯前年中に取得したもの」に算入して記載してください。

⑱「評価額」～「課税標準額」
電算申告以外の方は記載の必要はありません。

③個人番号又は法人番号
所有者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項）を記載してください。

④事業種目 本業の種目を具体的に記載してください。資本金または出資金等の金額も記載してください。

⑤事業開始年月 法人の場合は設立年月、個人の場合は事業を開始した年月を記載してください。

⑥この申告に応答する方の係及び氏名 この申告の内容について応答される方を記載してください。

⑦税理士等の氏名 経理を委託している税理士等について記載してください。

⑧短縮耐用年数の承認～

⑭青色申告

それぞれ該当するものを○で囲んでください。

⑧が有の場合は国税局長の承認書の写し、⑨が有の場合は所轄税務署長への届出書の写し、⑩⑪が有の場合は別途必要書類を添付してください。
⑫は固定資産税では適用になりませんが、確認のため記載してください。

⑮市（区）町村内における事業所等資産の所在地
資産の所在地が数カ所にわたる場合は順次下欄に記載し、欄が足りない場合は別紙に記載してください。

⑯借用資産 該当するものを○で囲んでください。有の場合は、貸主の名称等を記載してください。

⑰事業所用家屋の所有区分
該当するものを○で囲んでください。

⑱備考 該当するものを○で囲んでください。廃業等の場合や、該当資産がない場合はその旨を記載してください。

令和 7 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※ 所有者コード
123456 - 123456

受付印

名取市長 あて 令和 年 月 日

①住所
(ふりがな)
〒981-1292
宮城県名取市増田字柳田80
(又は納税通知書送達先)
(電話) 384-2111

②氏名
(ふりがな)
株式会社 ○×
代表取締役 名取太郎
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
(屋号)

③個人番号又は法人番号
1234567890123

④事業種目
(資本等の金額)
土木建設業
(30 百万円)

⑤事業開始年月
昭和50 年 1 月

⑥この申告に
応答する
方の係及び氏名
名取花子
(電話) 384-2111

⑦税理士等の氏名
名取会計事務所
(電話) 724-7112

⑧短縮耐用年数の承認
有 ・ 無

⑨増加償却の届出
有 ・ 無

⑩非課税該当資産
有 ・ 無

⑪課税標準の特例
有 ・ 無

⑫特別償却又は圧縮記帳
有 ・ 無

⑬税務会計上の償却方法
定率法 ・ 定額法

⑭青色申告
有 ・ 無

⑮市(区)町村内における事業所等資産の所在地
① 増田字柳田125-1
②
③
貸主の名称等
名取××リース (パソコン2台)

⑯借用資産
(有・無)

⑰事業所用家屋の所有区分
自己所有 ・ 借家

⑱備考(添付書類等)
・前年度から資産の増減(有・無)

資産の種類	⑭ 前年前に取得したもの (イ)	⑮ 前年中に減少したもの (ロ)	⑯ 前年中に取得したもの (ハ)	⑰ 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1 構 築 物	1 500 000	1 500 000	3 000 000	3 000 000
2 機 械 及 び 装 置	3 000 000	2 000 000		1 000 000
3 船 舶				
4 航 空 機				
5 車 両 及 び 運 搬 具				
6 工 具、器 具 及 び 備 品	1 000 000	750 000	700 000	950 000
7 合 計	5 500 000	4 250 000	3 700 000	4 950 000

資産の種類	※ ⑱ 評 価 額 (ホ)	※ 決 定 価 格 (ヘ)	※ 課 税 標 準 額 (ト)
	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1 構 築 物			
2 機 械 及 び 装 置			
3 船 舶			
4 航 空 機			
5 車 両 及 び 運 搬 具			
6 工 具、器 具 及 び 備 品			
7 合 計			

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例

①
令和 7 年度

※
所 有 者 コー ド

※
123456

②

新 規		修 正	震 災 特 例	行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額	課 税 標 準 の 特 例	課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮						
②	3	4	1			広告塔	1	5 6 5	1 000 000	20	0				①・2 3・4	
②	3	4	6			万力等工具	2	4 30 10	500 000	4	0				1・2 3④	申告もれ
2	③	4				200001 耕運機	1			7	0				1・2 3・4	耐用年数の修正
②	3	④	1			アスファルト舗装	1	5 6 10	2 000 000	10	0				①・2 3・4	震災特別 ①の代替

第二十六号様式別表一（提出用）

①年度 申告年度を記載してください。

②所有者コード 償却資産申告書に記載されている所有者コードを記載してください。

③所有者名 氏名または名称を記載してください。

④枚数 種類別明細書の枚数と、そのうちの何枚目かを記載してください。

⑤新規・修正等 該当するものを○で囲んでください。

2 前年から増加した資産

3 前年度以前に申告された資産の内容について修正

※修正の場合、⑦資産番号以外の項目は、同封しました償却資産種類別明細書の内容から修正する項目のみ記載してください。

4 震災に係る代替資産の特例を受けようとする資産

※2又は3と併せて記載してください。

⑥資産の種類 8 ページ下表「資産の種類」に対応する番号を記載してください。

⑦資産番号 修正の場合、同封しました償却資産種類別明細書より該当する資産番号を記載してください。新規の場合、記載の必要はありません。

⑧資産の名称等 資産の名称及び規格等を記載してください。

⑨数量 資産の数量を記載してください。

⑩取得年月 資産を実際に取得した年月を記載してください。なお年号は、対応する数字を記載してください。

1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和

⑪取得価額

- 取得価額には引取運賃、設置費用等も含めた金額を記載してください。消費税は、税務会計で税込経理方式を選択されている場合、取得価額に含めてください。
- 改良費（資本的支出）は、本体とは別に記載してください。
- 圧縮記帳を行っている場合、圧縮前の取得価額を記載してください。

⑫耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記載してください。

⑬「減価残存率」～「課税標準額」 記載の必要はありません。

⑭増加事由 該当するものを○で囲んでください。

1 新品取得 2 中古取得

3 企業内の移動による受入れ 4 その他

※4の場合は、摘要欄に具体的な事由を記載してください。

⑮摘要 修正した内容や課税標準の特例等、その他必要な事項について適宜記載してください。

※震災に係る代替資産の特例の適用を受けようとする資産の場合は、次の例のように記載し、被災資産と対照できるようにしてください。

【例】震災特例：①の代替

種類別明細書（減少資産用）の記載例

①
令和 7 年度

※
所 有 者 コー ド

※
123456

②

資 産 の 種 類		資 産 番 号	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分	摘 要
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 番 号	資 産 の 名 称 等	数 量	年 号	年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	1 売却 2 減失 3 移動	1 全部 2 一部
01	2	200002	印刷機械	1	4 15	2	2 000 000	7	1 ②	3・4 ①・2
02	6	600003	パソコン	2	4 13	11	500 000	4	1・2 ③	4 1 ②
03	1	100001	駐車場舗装	1	3 63	9	1 500 000	10	1 ②	3・4 ①・2

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

第二十六号様式別表二（提出用）

①年度 申告年度を記載してください。

②所有者コード 償却資産申告書に記載されている所有者コードを記載してください。

③所有者名 氏名または名称を記載してください。

④枚数 種類別明細書の枚数と、そのうちの何枚目かを記載してください。

⑤「資産の種類」～「耐用年数」 減少する資産について、該当する項目を同封した償却資産種類別明細書より記載してください。

⑥申告年度 記載の必要はありません。

⑦減少の事由及び区分 当該資産が減少した事由及び区分について、該当するものを○で囲んでください。

減少の事由 1 売却 2 減失

3 企業内の移動による減少 4 その他

※3の場合は、摘要欄にその受入れ先の所在地等を記載してください。

※4の場合は、摘要欄に具体的な事由を記載してください。

減少の区分 1 全部 2 一部

※2の場合は、次の例のように記載してください。

【例】当初取得価額 100 万円（数量 4）のうち、50 万円（数量 2）分を減少

⑧摘要 減少の事由や区分の補足等、その他必要な事項について適宜記載してください。

※震災で被害を受けた資産を除却等し、その代替資産について課税標準の特例の適用を受けようとする場合は、次の例のように記載し、『種類別明細書（増加資産・全資産用）』に記載される代替資産と対照できるようにしてください。

【例】平成 23 年 3 月被災①／代替資産あり

少額資産の取り扱い

使用可能期間が1年未満の資産や取得価額が少額である資産は、税務会計上の経理区分によって取扱いが異なります。

取得価額等	経理区分と申告の要否			
	通常の減価償却	中小企業者等の特例（※1）	一括償却資産（※2）	少額減価償却（※3）
使用可能期間1年未満又は取得価額10万円未満	必要	必要	不要	不要
10万円以上20万円未満	必要	必要	不要	
20万円以上30万円未満	必要	必要		
30万円以上	必要			

- ※1…平成18年4月1日以降に取得した資産のうち、法人税又は所得税において「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」が適用となる資産であっても、固定資産税ではその特例が適用されません。
- ※2…取得価額が20万円未満の減価償却資産を3年間で一括して均等に損金又は必要な経費に算入するものは、申告の対象になりません。
- ※3…当該償却資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、一時に損金又は必要な経費に算入されたものは、申告の対象になりません。

国税との主な取扱いの違い

税務会計においては圧縮記帳が認められておりますが、固定資産税において認められておりません。圧縮額も取得価額に含めて計算してください。また租税特別措置法に基づく特別償却制度のような税務会計の特例は、固定資産税では適用されません。

償却資産の種類

区分	種類	資産の例
1	構築物及び建物附帯設備	構築物 橋、貯水池、煙突、構内舗装、門、塀、防火水槽、屋外排水溝、庭園その他土地に定着した土木設備等 建物附属設備 屋外給排水・ガス引き込み設備等 ※9 ページ「家屋と償却資産の区分」と併せてご覧ください。
2	機械及び装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食肉加工設備、菓子製造設備
3	船舶	貨物船、油槽船、はしけ、曳船、釣船、ボート、漁船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター等
5	車両及び運搬具	フォークリフト（最高速度が15km/h以下は軽自動車税の対象）、大型特殊自動車、構内運搬具等 ※9 ページ「課税対象となる車両」と併せてご覧ください。
6	工具、器具及び備品	ドリル、カッター等工具、机、パソコン、その他の事務器、理容美容器具、金庫、ロッカー、陳列ケース、ルームクーラー等

家屋と償却資産の区分

造作設備及び建物附属設備等は、固定資産税において通常は家屋に含めて評価しますが、容易に取り外して移動できるもの、独立した機器としての性格が強いもの等は、償却資産として取り扱います。また税務会計上、家屋と一括して減価償却していても、家屋の評価に含まれないものは、償却資産として申告が必要です。なお申告は、設備の施工者が行ってください。設備の施工者に関しては、以下の表を参照してください。

設備の施工者	設備の例
建物の所有者	・工事における動力源としてのボイラー、動力配線、発電、変電設備等 ・冷凍製氷業の冷凍・冷蔵設備等（配管含む） ・サービス業務用の据付式厨房設備、洗濯設備等 ・精密機械工業、フィルム製造業における温湿度調節設備、集塵設備等
	・貸店舗における店内造作設備、照明設備、給排水設備等
建物の所有者以外の会社や個人（テナント等）	

課税対象となる車両

大型特殊自動車や建築機械等の移動性のある資産は、償却資産の対象です。ただし、自動車税又は軽自動車税の課税客体となる資産を除きます（この場合、償却資産の申告は不要ですが、道路を走行する、しないに関わらずナンバープレートを取得し、取り付ける必要があります）。主たる定置場又は停留所のある市町村に申告してください。

●固定資産税の課税対象となる車両

分類番号	0、00～09、000～099、9、90～99、900～999のもの
要件	特殊自動車 ・車両の長さが4.70mを超えるもの ・車両の幅が1.70mを超えるもの ・車両の高さが2.80mを超えるもの ・最高速度が毎時15kmを超えるもの 農耕作業車 ・最高速度が毎時35km以上のもの
※要件を一つでも満たす場合、大型特殊車両に該当します。	

課税標準・税率・免税点・納期限

- 課税標準 償却資産に対して課する固定資産の課税標準は、令和7年1月1日現在における当該償却資産評価額で、課税台帳に登録されたものです。
- 税率 固定資産税の税率は100分の1.4です。
- 免税点 償却資産の免税点は、課税標準となるべき額が150万円未満となる場合です。ただし、課税されるかどうかは評価計算をした結果判定しますので、資産の多少にかかわらず申告してください。
- 納期限 名取市の固定資産税の納期限は、5月末、7月末、9月末、12月末の年4回です。

償却資産の評価方法

償却資産の評価は、資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告いただいた資産について一品ごとに算出します。

●評価額の算出方法

前年中に取得したもの	前年より前に取得したもの
評価額 = 取得価額 × (1 - $\frac{\text{減価率}}{2}$)	評価額 = 前年度の評価額 × (1 - 減価率)

※この計算により評価額が取得価額の 5%を下回った場合は、評価額＝取得価額の 5%となり、以降据え置かれます。

耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得
		$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	1 - 減価率
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720

耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得
		$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	1 - 減価率
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838

耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得
		$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	1 - 減価率
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886

※償却資産の評価は、いわゆる定率法による減価率を用いることになっています。したがって、法人税又は所得税における減価償却とは必ずしも一致しません。定額法償却を採用している場合は、定率法償却に換算してください。

課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条の規定に該当する変電施設、送電施設、ガス事業の製造供給施設等については、固定資産税の軽減を受けることができます。該当資産がある場合は、当該資産の種類別明細書の摘要欄に該当条項を記入し、特例該当資産であることを確認できる書類を添えて申告してください。

●提出期限 令和 7 年 1 月 31 日（金）

※償却資産申告書と償却資産課税標準の特例に係る届出書と併せて提出してください。
届出書に関しては、お問い合わせいただければ届出書をお送りしますので、必要の際はご連絡ください。

わがまち特例について（課税標準の特例）

地方税法の固定資産税に係る課税標準の特例及び税額の減額特例のうち、その一部において、特例割合を一定の範囲内で地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み「地域決定型地方税制優遇措置（通称：わがまち特例）」が導入されています。

課税標準額の特例とは、地方税法第 3 4 9 条の 3、附則第 1 5 条等に定める一定の要件を備えた固定資産税の課税標準額に一定の特例割合を乗じ、税負担の軽減を図るものです。名取市における「わがまち特例」の対象となる資産の固定資産税に係る課税標準の特例の軽減割合等は、次の表のとおりです。

わがまち特例が導入されている課税標準額の特例について（主なものだけ記載しています。）

特例対象資産	取得時期等の要件	適用期間	特例割合
汚水又は廃液の 処理施設	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの間に 取得（償却資産） （既存の施設又は設備に代えて設置するものとして 政令で定めるものを除く）	定めなし	1 / 2
公共下水道の 除害施設	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの間に 取得（償却資産） （既存の施設又は設備に代えて設置するものとして 政令で定めるものを除く）	定めなし	4 / 5
特定再生可能 エネルギー発電 設備（太陽光）	令和 2 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの間に 取得（償却資産） （自家消費型 1,000kw 未満、自家消費型 1,000kw 以上）	最初の 3 年度分	2 / 3、3 / 4
家庭的保育事業	期限なし（家屋・償却資産） （事業の用以外の用に供されていないものに 限る） ※都市計画税の特例措置あり	定めなし	1 / 2
居宅訪問型 保育事業	期限なし（家屋・償却資産） （事業の用以外の用に供されていないものに 限る） ※都市計画税の特例措置あり	定めなし	1 / 2
事業所内 保育事業	期限なし（家屋・償却資産） （利用定員が 5 人以下であるものに限る） ※都市計画税の特例措置あり	定めなし	1 / 2